（廃止措置の終了の確認の基準）

第三十二条の十一　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　核燃料物質の譲渡しが完了していること。

二　廃止措置対象施設のうち附帯陸上施設の敷地に係る土壌並びに試験研究用等原子炉を設置する船舶及び附帯陸上施設の敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

三　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄が終了していること。

四　第十九条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。

（許可の取消し等に伴う措置）

第三十三条　第十三条の二及び第三十二条の六から前条までの規定は、旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置について準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条の二第一項	［略］	［略］
	法第四十三条の三の二第二項	法第四十三条の三の三第二項
［略］	［略］	［略］
第三十二条の七第一項	［略］	［略］
	前条第一項第四号から第九号まで	第三十三条第一項において準用する前条第一項第四号から第九号まで
第三十二条の七第二項	前条第二項各号	第三十三条第一項において準用する前条第二項各号
第三十二条の八第一項	［略］	［略］
	法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可	法第四十三条の三の三第二項の認可又は同条第四項において準用する法第十二条の七第四項の変更の認可
第三十二条の八第二項	法第四十三条の三の二第二項	法第四十三条の三の三第二項
［略］	［略］	［略］
第三十二条の十第一項及び前条	［略］	［略］

（廃止措置の終了の確認の基準）

第三十二条の十一　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　核燃料物質が譲り渡されていること。

二　残存する施設及び土地が放射線による障害の防止のための措置を必要としないこと。

三　核燃料物質によつて汚染された物が廃棄されていること。

［号を加える。］

（許可の取消し等に伴う措置）

第三十三条　第十三条の二の規定は旧試験研究用等原子炉設置者等について、第三十二条の六から前条までの規定は旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［項を加える。］

第十三条の二	［同上］	［同上］
	［加える。］	
［同上］	［同上］	［同上］
第三十二条の七第一項	［同上］	［同上］
	［加える。］	
［項を加える。］		
第三十二条の八第一項	［同上］	［同上］
	［加える。］	
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］
第三十二条の十第一項及び第三十二条の十一	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。